土木施設の空撮画像から被災箇所を把握する AI システム構築に係る
プロポーザル方式の選定基準

１　はじめに

本書は、標記システムの調達に関する優先交渉権者決定基準を取りまとめたものである。優先交渉権者決定基準に関する事項を以下に示す。

２　選定方式

本業務の受託候補者には、効率的かつ効果的にシステムの構築を行うことを求める。したがって選定は、見積上限額の範囲内で有効な提案及び見積を行った者のうち、事業者の幅広い能力・ノウハウ等の技術力とシステムの機能等の技術提案を審査し、技術点が最も高い者を優先交渉権者として選定する「公募型プロポーザル方式」によって行う。

３　提案評価機関

土木施設の空撮画像から被災箇所を把握する AI システムに係る提案評価委員会（新規に設置する）

４　プレゼンテーション及びヒアリングの実施

（１） 提案書提出者に対するプレゼンテーション及びヒアリングを以下のとおり実施する。

ア　実施時期：令和 8 年 12 月頃（提案書受付後、対象者に別途通知する）

イ　出席者：原則として本業務の統括責任者及び主たる担当者等とする。

ウ　内容：提出された提案書に基づくプレゼンテーション及び委員会からの質疑応答を行う。

（２） プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合は、辞退したものとみなし、審査の対象外とする。

５　優先交渉権者の決定方法

以下のとおり、公平かつ客観的に選定する。

（１） 技術提案内容に係る各評価項目の得点の合計（以下「技術点」という。）により評価を行う。技術点の配点は **750 点満点**とする。なお、採点は委員の平均点とする。

（２）技術点の合計点が最も高い者を優先交渉権者と決定する。ただし、以下に１つでも該当した者は失格とみなし、次点の者を優先交渉権者と決定する。

ア　　以下の見積上限額の制限を超えた見積額を提出した者。

第 1 段階：27,940,000 円（税込み）

第 2 段階：14,280,200 円（税込み）

イ　提案内容のうち、必須項目において要求される要件を満たしていない、または著しく不十分であると判断された者。

ウ　技術点が 375 点に満たない者。

エ　中項目「AI モデル」の得点が配点の 50%に満たない者。

オ　機能要件等の実装において、必須とする機能を満たせず代替機能の提案もない等、要件を満たせないと判断された者。

（3）優先交渉権者となるべき技術点の最も高い者が２者以上あるときは、以下の順序で決定する。

ア　見積価格が低い方を優先交渉権者とする。

イ　見積価格も同額の場合は、くじ引きで決める。この場合において、当該提案者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該公募執行事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（4）技術点の評価項目（大・中項目）毎の配分については、次の表のとおりとする。

評価項目（大・中項目）	配点（点）
1　全般	７０
2　調達仕様書等要件に対する提案・機能要件	８０
3　調達仕様書等要件に対する提案・AI モデル	３８０
4　調達仕様書等要件に対する提案・その他	４０
5　調達仕様書等要件に対する提案・非機能要件	１００
6　調達仕様書等要件に対する提案・保守要件	４０
6　その他・追加提案	４０
合計	７５０

６　技術点の評価方法

（1）提案書に記載された内容について、各評価項目の記述区分（必須・任意）および記載事項への適合性、具体性、実現可能性、有効性等を総合的に審査し、委員会において評価・採点を行う。

（2）必須項目については、仕様書等の要求水準を満たしているかを審査し、満たしている場合は段階的評価による得点、満たしていない場合は減点または０点とする。

（3）任意項目（システムの実現方法、災害種別の区分、検知精度、システムの拡張性、保守要件、追加提案）については、提案内容の優劣、実現可能性、本業務に対する有益性等に応じて評価し、配点枠内で得点化する。

（4）提案書に記載された提案内容の具体性、説得力、実現可能性、将来展望及びわかりや

すさの度合いを総合的に考慮し、（５）の表に掲げる評価ランクにより評価し、点数化する。各考慮要素の考え方については、次の表に定めるところによる。

考慮要素	考え方
具体性	他団体における実績や提案者の経験等の具体例を示した提案となっているか。
説得力	仕様書等に示す課題や県の状況を考慮した上での提案となっているか。
実現可能性	県の各組織及びその職員が実際に対応可能な提案となっているか。
将来展望	開発後の導入・運用を見据えた提案となっているか。
わかりやすさ	システムの導入･運用に精通していない者にも理解可能な提案となっているか。

（５）各評価項目の得点は評価係数・ランクに応じて下表のとおり設定するものとし、評価項目、提案書への記載事項、評価区分及び配点は、別紙「評価項目表」のとおりとする。

評価ランク		評価係数					
		３６	１６	１２	８	４	２
S	提案内容が非常に優れている。	１８０点	８０点	６０点	４０点	２０点	１０点
A	提案内容が優れている。	１４４点	６４点	４８点	３２点	１６点	８点
B	提案内容が妥当である。	１０８点	４８点	３６点	２４点	１２点	６点
C	提案内容が劣っている。	７２点	３２点	２４点	１６点	８点	４点
D	提案内容が非常に劣っている。	３６点	１６点	１２点	８点	４点	２点
E	必須記載事項の一部若しくは全部の記載がない。 任意記載事項の記載がない。	０点	０点	０点	０点	０点	０点